

令和2年（2020年）度

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う不妊治療助成における対応

（令和2年4月9日厚生労働省ホームページ）

1. 背景

- 新型コロナウイルスの感染者が増加する中で、令和2年4月7日付けで、
 - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出
 - ・日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会・日本産婦人科感染症学会の三学会の見解（※）発表
- ※「（不妊治療について）基本的に延期できるものは延期とする日本生殖医学会のポリシーを尊重しますが、都道府県と患者さんごとの個別対応が必要ですので、状況をご説明の上、安心安全な医療を提供していただくようご配慮をお願いします」
がなされたところ。
- そのため、今後、特定不妊治療を受けている夫婦が、治療の延期等を余儀なくされることが想定。

2. 対応

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、時限的に、**年齢要件を緩和**。
 - ①対象者 治療期間初日の妻の年齢 「43歳未満」 → 「44歳未満」
 - ②通算回数
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回（40歳以上：通算3回）
↓
初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回

国における年齢要件の緩和を踏まえ、「令和2年度 茨城県不妊治療費助成事業のご案内」の「対象者となる妻の年齢」及び「助成を受けられる回数」について次の下線部のとおり年齢要件を緩和します。

■対象者 次の全ての要件に該当している方が対象です。

- (1) 治療開始時に法律上の婚姻をしているご夫婦
- (2) 夫又は妻のいずれか一方が県内（中核市を除く）に住所を有すること
- (3) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること
- (4) 申請日の前年（申請日が1～5月の場合は前々年）の夫婦合算の所得の額が730万円未満であること

※令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、妻の年齢が44歳に到達する日の前日までの間に限り、対象者と取り扱います。

■助成を受けられる回数

初回申請の治療開始日における妻の年齢が	39歳までの方	…通算6回まで
	40歳～42歳の方	…通算3回まで

※令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であって、令和2年度に新型コロナウイルスの感染防止の観点から治療を延期したものにあっては、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であるときは、通算助成回数を6回と取り扱います。